

意見書

2024.12.10

笠木映里（東京大学法学政治学研究科）

労働者災害補償保険法（労災保険法）16 条の 2 は、同法による遺族補償年金の受給者たる「遺族」について、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたもの、と定義しつつ、夫・父母又は祖父母については、これらの者が 60 歳以上であること（あるいは一定程度の障害の状態にあること）を、遺族補償年金の受給者となるための要件とする（但し、昭和 40 年改正法附則 43 条 1 項が、遺族の範囲が改定されるまでの間 55 歳以上 60 歳未満の者にも遺族補償年金の受給を認めている（但し 60 歳までは受給停止））。結果として、死亡した労働者が女性である場合、その配偶者たる夫に障害がなく、55 歳未満であると、生前労働者により生計を維持されていたとしても遺族補償年金を受給できないのに対して、男性労働者が死亡した場合の女性の配偶者は、他の要件を満たせば遺族厚生年金を受給できることになる。本件訴訟では、このように男女の配偶者について異なる取扱をする労災保険法 16 条の 2 の定め（以下、本件年齢要件ということがある）が憲法 14 条に反するのではないかが問題とされている。本意見書は、この点につき遺族補償年金制度の趣旨と近年の最高裁判決に遡りつつ検討を加え、私見を述べるものである。

I 遺族補償年金の趣旨と運用

労災保険は、使用者の労基法上の災害補償責任（労基法第 8 章）を前提とし、使用者の拠出する保険料を財源として、本件で問題となっている遺族補償年金を含む 7 種の労災保険給付を行っている（12 条の 8 第 1 項参照）。その目的は、労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対する「迅速かつ公正な保護」を行い、「労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り…労働者の福祉の増進に寄与すること」である（労災保険 1 条）。

冒頭に述べた通り、遺族補償年金は、労働者の配偶者、すなわち妻・夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。労災保険 16 条の 2 第 1 項但書・同条同項 1 号参照）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって（配偶者を第一順位としてこの順番で受給者が決せられる。同 16 条の 2 第 3 項）、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた（下線部の要件を、以下生計維持要件とよぶ）者に支給される（同法同条第 1 項）。但し、妻以外の者については受給資格を得るために別途要件が課されている。すなわち①夫・父母・祖父母については、60 歳以上であること、②子・孫については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること、

③兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であることが必要である。さらに、①～③の要件に該当しない場合でも、一定程度以上の障害の状態にある場合には、なお受給資格が認められる。また、労災保険法附則43条1項は、労災保険法16条の2第1項1号の特則として、同法附則45条の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲が改定されるまでの間、被災者の死亡時に生計維持要件を満たし、満55才以上60未満年令であった夫についても遺族補償年金の受給資格を有するとしている（但し60才に達するまで受給停止。附則45条3項）。

上記の要件のうち、生計維持要件は緩やかに解釈されており、もっぱらまたは主として被災労働者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく被災労働者の収入によって生計の一部を維持していた、いわゆる「共稼ぎ」の場合もこれに含まれるものとされている¹。現実には、遺族補償年金の申請にあたって遺族の所得が審査されることはないようである²。

また、遺族補償年金は、労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を填補することを目的とした給付であると説明されることがある³（フォーカスシステムズ事件最高裁判決（最大判平成27・3・4民集69巻2号178頁。以下、平成27年最判という）も同旨）。

労災保険法上の遺族補償年金⁴については、厚生年金保険法に定められている類似の制度である遺族厚生年金（厚生58条以下）と比較することで、上記の趣旨やその特徴を改めて確認し、またより良く理解することができるとと思われる⁵。すなわち、労災保険に

¹ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「遺族（補償）等給付 葬祭料等（葬祭給付）の請求手続」。

² 笠木映里ほか『社会保障法』402頁（渡邊絹子執筆箇所）、衣笠葉子「ジェンダーと社会保障」日本社会保障法学会『講座・現代社会保障法学の論点〔下〕』日本評論社（2024）151頁注22。稲森公嘉「判批」論究ジュリスト22号（2017）187頁。加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子（著）『社会保障法 第8版』有斐閣（2023）237頁も、生活水準が著しく高いなどの例外的な場合を除き、当該遺族が死亡労働者の収入により消費生活の全部又は一部を営んでいた関係（生活依存関係）が認められる限り、遺族と労働者との間に生計維持関係が認められるものとする。

³ 労働省労災管理課（編著）『改訂版 労災保険制度の詳解』労務行政研究所（1999）217頁。地方公務員災害補償法における障害補償年金について損害填補と遺族の保護という趣旨があるとの指摘として、地方公務員災害補償制度研究会（編集）『〔改訂版〕地方公務員災害補償逐条解説』ぎょうせい（2001）。

⁴ 後に検討する平成29年最判で問題となった地公災法上の遺族補償年金もこれと基本的に同じ性格の制度と考えられる。

⁵ 但し、今日までの学説は、遺族厚生年金と遺族補償年金についてこれらを同質のものと考えることが通例・通説的であったと思われる。参照、嵩さやか「判批」『社会保障判例百選 第5版』有斐閣（2016）133頁など。嵩評釈は、フォーカスシステムズ事件の射程は厚生年金にも及ぶと述べており、同判決は遺族補償年金について特別な判断を示した判決とは考えられていない。

よる遺族補償年金は、遺族厚生年金と多くの面で類似しており、扶養する家族を失った遺族の所得保障という機能をもつ点で共通しているものの、上述の通り労基法上の使用者の補償責任（労基法第8章）を背景とした損害補償の趣旨を有する制度であるという点で、遺族厚生年金とは異なる特徴を有する。また、制度の具体的な内容としても、遺族厚生年金が対象とする遺族に加え、兄弟姉妹を含むことに特徴が見られる。この点、兄弟姉妹は配偶者・直系血族と並んで民法上当然に扶養義務を負う親族であり（民法877条1項、752条）、二親等までの直系血族に加えて兄弟姉妹を対象としていることは、上記の通り遺族補償年金が被扶養利益の喪失を填補する制度であることと整合的であるともいえよう⁶。また、上述した生計維持関係の解釈については、遺族厚生年金においても比較的緩やかな運用が行われてはいるものの、遺族厚生年金の場合には、850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められるか否か（厚年施行令3条の10、平成23年3月23日年発0323第1号）という基準により、遺族の生活状況についての一定の審査が行われている。上記のように遺族の所得の水準をほとんど問題としない遺族補償年金は、遺族厚生年金と比較しても、被災労働者と生活依存関係があった者について、その生活保障の現実の必要性にはさほど関心を払わず、専ら、その（民法により基礎付けられる）被扶養利益の抽象的・理論的な喪失に着目した制度として解釈運用されてきたことが明らかであるように思われる。このように、遺族補償年金が遺族の生活上の現実の必要性に着目した生活保障というよりも、理論的な被扶養利益の喪失を填補することを主眼とした制度であるという理解は、この年金が填補の対象とする損害について、当該労働者が不法行為によって死亡した場合に損害賠償請求が可能となる逸失利益等の消極損害と同じ性質で、これと相互補完性があると判断した前掲平成27年最判とも整合的であると考えられる⁷。他にも、遺族補償年金には、遺族厚生年金とは異なり、先順位の遺族が死亡等により失権した場合の転給の制度が存在する（労災保険16条の4）。この点についても、受給者の現実の扶養ニーズよりも抽象的・理論的な扶養利益の喪失に注目する制度としての性格が強いことを反映したものとも見ることも可能だろう。

II 検討

一 平成29年最判について再考が必要と思われること

最三小判平成29・3・21（裁時1682号3頁。以下、平成29年最判と呼ぶ）は、

⁶ 参照、江口隆裕「社会の変化と遺族年金のあり方」社会保障研究1巻2号（2016）464頁。但し、遺族補償年金の受給については、本文で述べている通り兄弟についても年齢要件が加重されている。

⁷ 江口・前掲注（6）論文は、兄弟にも受給が認められていることとあわせ、このように生計維持要件についての基準が存在しないことについて、遺族補償年金が損害賠償としての性格を持つことと関係付けて説明する可能性を示唆する。

地方公務員災害保障法上の、労災保険法 16 条の 2 と同趣旨の規定が問題となった事案について、同規定との関係で憲法 14 条が問題となりうることを前提としつつ、「地方公務員災害補償法 32 条 1 項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが…妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない」と述べて、男性配偶者について年齢要件が課されていることは憲法 14 条に反しないものとした。地公災法 32 条 1 項但書は労災保険法 16 条の 2 と同じ内容を定めるものであり、規定がおかれた経緯もおおむね同様のものと考えて良いものと思われることからすれば⁸、平成 29 年最判の射程は労災保険にかかる本件にも及ぶと考えるべきであろう⁹。もっとも、平成 29 年最判にはいくつかの理論的問題があり、再考の必要性があると考えられる。以下、①地公災法 32 条 1 項但書を、他の親族との関係で「妻」を特別扱いする規定と理解すること、②社会保障給付の支給要件について性別により直接に異なる取扱をする法律について、緩やかな違憲審査基準を選択すること、③平成 29 年判決及び本件で問題となった災害補償年金という制度の趣旨、の 3 点に分けてそれぞれ論じる。

1 地公災法 32 条 1 項但書（労災保険法 16 条の 2）は配偶者を性別により区別し、女性配偶者と比べて男性配偶者を不利に取扱い、同時に女性労働者の配偶者を男性労働者の配偶者よりも不利に取扱う規定に他ならないと思われること

I で概観した通り、労災保険法 16 条の 2 第 1 項 1 号は、遺族補償年金を受け取れる遺族を列挙した上で、夫・父母・祖父母について 60 歳以上の要件を加重する構造となっており（子・孫、兄弟姉妹についてもそれぞれに年齢にかかる要件があるが（2 号・3 号）、男女で区別する規定は存在しない）、こうした規定よりは地公災法 32 条 1 項但し書きにおいても同様である。そのため、これらの規定は「配偶者のうち夫だけに要件を過重する規定」ではなく、むしろ、年齢要件が課される配偶者・父母・祖父母のうち、「妻についてのみ、遺族補償年金の受給要件を緩やかにするもの」であると読むことが可能である。上述の通り「妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないこと」が合理的な理由を欠くものではない、との議論により憲法 14 条違反を否定した平成 29 年最判も、16 条の 2 第 1 項 1 号につきこのような理解を取っていることが推測される¹⁰。

もっとも、労災保険法上、「配偶者」と「父母」「祖父母」は本規定を除けば遺族年金や遺族補償一時金との関係で異なる取扱の対象となっており、とりわけ、配偶者は遺

⁸ 衣笠・前掲注（2）論文 149-150 頁。

⁹ 参照、平部康子「判批」法時 1134 号（2019）133 頁。

¹⁰ 齋藤暁「平成 29 年最判判批」法学論叢 184 巻 2 号 95 頁。

族補償年金の支給において最も優先順位¹¹の高い遺族であることは重要であると思われる（16条の2第3項）。また、被災者がかなり若年であったケースを除けば父母・祖父母につき60歳（55歳）という年齢要件が問題となることは比較的少なく、祖父母に至ってはかなり稀であると考えられる一方で、働き盛りの労働者の死亡のケースにおいて配偶者たる夫について年齢要件により受給権を否定されるケースはしばしば存在するものと思われる、その場合の遺族にとっての経済的打撃は大きい。そうした遺族の中には、本件の原告のように成年であっても依然として大学進学費用等の負担が大きい子どもを抱える者も多く、この年齢要件が被災者の配偶者にとってもつ意味は、父母・祖父母にとってこの要件がもつ意味と、質的に大きく異なるものと考えられる¹²。以上の点に鑑みれば、上記のような規定は、成年の遺族として配偶者・父母・祖父母について年齢要件が共通するために便宜上同じ規定のなかにこれらの遺族をまとめたに過ぎないものと読むべきであり、また、夫に年齢要件が課されていることを、父母・祖父母について年齢要件が課されていることと同列に評価することは適切ではない。以上より、16条の2第1項1号は、遺族補償年金の第一順位受給者であるところの配偶者のうち、夫についてのみ年齢要件を課す規定と理解し、すなわち配偶者のうち男性である夫だけを不利益に扱うものとして、憲法14条に反するか（平成29年最判の審査基準によれば、このような取扱いに合理的な理由があるか）、という観点から検討を行うべきと考える¹³。

2 憲法14条による違憲審査の基準

平成29年最判は、判断にあたり、二つの最高裁判例（最大判昭和39・5・27民集18巻4号676頁（以下、昭和39年最判という）、最大判昭和57・7・7民集36巻7号1235頁（いわゆる堀木訴訟最判。以下、昭和57年最判という））を参照し、地方公務員災害補償法32条1項但書の規定は「合理的な理由を欠くものとはできない」と判断した。このうち、昭和39年最判は年齢による異なる取扱いをする行政処分につき事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱であれば憲法14条に反しないと論じた判決であるのに対し、昭和57年最判は、憲法25条の規定の趣旨に応えた立法措置は立法府の広い裁量に委ねられているとの判示に続き、憲法14条との関係も別途問題となるものの、「なんら合理的理由のない不当な差別的取扱」をするような法の規定のみが憲法14条違反となりうる、との立場に立ったと読める判決であった。このように趣旨の異なる判例を2つ引用しつつ、正面から違憲審査基準を示すことなく事案についての判断を行った平

¹¹ 厚生年金保険における遺族年金については、法律上配偶者と子が同順位とされており、子のある配偶者→子→子のない配偶者の順で優先される。

¹² この点につき、祖父母との関係で参考になると思われる議論として、昭和62年度決算検査報告における以下の記述を参照。<https://report.jbaudit.go.jp/org/s62/1987-s62-0192-0.htm>

¹³ 浅野博宣「判批」『平成29年度重要判例解説』有斐閣（2017）15頁も参照。

成 29 年最判の趣旨は必ずしも明らかではないが¹⁴、平成 29 年最判の第一審判決（大阪地判平成 25・11・25 判時 2216 号 122 頁）が昭和 57 年最判を引用せずに¹⁵、事柄の性質に応じた合理的な根拠の有無という、昭和 57 年最判に比して明らかに厳格な審査基準を用いて注目を集めたところ、平成 29 年最判が改めて同判決を引用して判断を行ったことをふまれば、最高裁は、社会保障立法の一つである労災保険法について、昭和 57 年最判に準じて広い立法裁量を認める立場を採用したと理解することが自然と思われる¹⁶。

もっとも、平成 29 年最判及び本判決のような事案において昭和 57 年最判の判断枠組みを用いることには、以下の通り大きな疑問がある。昭和 57 年最判は、ある社会保障給付（障害福祉年金）の受給者に別の社会保障給付との併給を認めるべきか否かという、いわゆる併給調整の場面が問題となった事案に関する判断であり¹⁷、複数の趣旨の異なる社会保障制度を全体としていかに設計し調整しつつ憲法 25 条を実現していくかという社会保障立法政策としての視点が妥当と考えられる事案であったと見ることもできる¹⁸。また、昭和 57 年最判は、憲法 25 条についての広い立法裁量にかかる議論を論旨の中心におきつつ、憲法 14 条との関係については、あくまで補足的に、また特別な理由付けもなく、著しく広い立法裁量を認めたものでもあった¹⁹。これに対して、本件で問題となっている年齢要件については、1 で述べた通り、同じ要件を満たす配偶者のうち男性にのみ遺族補償年金の受給権を否定するという意味をもつ規定であると考えらるべきであり、こうした理解を前提とすれば、特定の社会保障受給権の発生の如何について、かつ、「性別」という、歴史的に差別との関係が重要な問題となり、個人の意思や努力によっては変えることのできない、また個人の尊厳にも直結しうる基準を用いて、直接に異なる取扱いをする制度である。こうした制度について、憲法 25 条の趣旨に応えた立法であるという理由のみから、昭和 57 年最判が認めたような著しく広い立法裁量を認めることは、社会保障受給権の付与という私人にとってきわめて重要な局面において、年齢・性別・人種等によっ

¹⁴ 堀木訴訟最判を引用しつつ、単に「合理的な理由」の有無を論じたことに何らかの意味を読みとるべきとの指摘として、稲森・前掲注 2 論文。この点についての評価を留保しつつ最高裁は堀木訴訟の先例としての意義についてより明確に説明すべきであったとの主張として、浅野・前掲注（13）論文 14－15 頁。

¹⁵ 上記昭和 39 年判決及びいわゆる尊属殺人被告事件を引用していた。

¹⁶ 社会保障立法について同じく昭和 39 年訴訟と昭和 57 年訴訟を参照しつつ、明確に昭和 57 年判決の判断枠組みに準じて「何ら合理的な理由のない不当な差別的取扱い」か否かという観点から 14 条違反の有無を審査した最高裁判決として、学生無年金訴訟最高裁判決（最三小判平成 19・10・9 裁時 1445 号 4 頁）がある。

¹⁷ 但し、障害福祉年金の受給者に児童扶養手当を支給しないという取扱は、間接的に障害を理由とした手当の不支給としての意味も有しうることには注意が必要である。また、昭和 57 年最判自体の評価には本稿では立ち入らないが、同判決については多くの批判もある。一例として尾形健「判批」憲法判例百選Ⅱ〔第 7 版〕289 頁。

¹⁸ 笠木映里「判批」ジュリスト 1496 号（2016）105－106 頁。

¹⁹ 浅野・前掲注（13）論文。

て直接に異なる取扱いを行うことについて司法審査がほとんど行われないことにつながり、社会保障立法について憲法 25 条との関係で立法裁量を広く認める必要性を肯定する前提に立ったとしても、なお問題が大きいと考える²⁰。

また、社会保障立法における男女の異なる取扱いは、直接には女性に有利な取扱いを認めるものであるものの、そうした取扱いを通じて性にかかるステレオタイプを固定化・一般化し、男女をそれぞれの生物学的性別に結びつけられた役割・地位に閉じ込めることにより、憲法 14 条 1 項、さらには憲法 13 条が求める個人の尊厳の理念と緊張関係に立つものがある。こうした制度についても、憲法 25 条とは異なる観点から、憲法 14 条 1 項との関係を慎重に検討する必要がある。そもそも社会保障立法は、憲法 25 条による生存権保障の実現のために、特別なニーズをもつ一部のグループに特別な取扱いを付与することがしばしばあるが、そうした特別な取扱いが、当該グループ以外の者との関係で差別であるか否かという観点のみならず、性別に結びつけられたステレオタイプを固定化するものとなっていないかという観点にも配慮する必要がある、その典型といえるのが本件で問題となっている性別による異なる取扱いであると思われる（これらの点については、ここで論じている違憲審査基準の選択の場面と二で論じる具体的適用のいずれの側面でも問題となると考えるが、本稿では二でより詳細に論じることとする）。

歴史的にみれば、第 2 次大戦後・高度経済成長期において、貧困や疾病・障害等に苦しむ国民に対して憲法 25 条による生存権の保障を実現するという立法目的のもとに多くの立法が積み重ねられ、充実した社会保障制度が構築されてきた。その際、社会に存在するニーズに応え、また緊急性や必要性（雇用等の他の方法によっては生活保障が難しい、といった理由により）の高いニーズから優先して、また段階的に立法による社会保障の拡充が行われざるをえないことは当然であり、そのような立法が、一部の性や社会・家族における地位（女性の配偶者、被扶養配偶者）に特別な取扱いを付与し、それ以外の者についての給付が相対的に低水準なものとなることは、理論的には上記の通り平等原則との緊張関係を孕むものの、憲法 25 条が立法者に付与した裁量の範囲内とみられる限り、比較的緩やかに認められてきた²¹。とりわけ社会保障立法の黎明期・発展期の立法に関しては、こうした立場には一定の妥当性があり、昭和 57 年最判が示したような、いわば憲法 25 条による要請が憲法 14 条による要請を包含するような議論も支持できる場面が多かったと思われる。もっとも、立法政策として一部の国民に優先的に社会保障給付を付与した法律上の規定が長期間にわたって維持される場合には、そのことにつき憲法 14 条との関係が改めてより慎重に検討されるべきであろう。また、上で述べた通り、本件のように

²⁰ 自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄をもって区別する立法について、憲法 14 条 1 項との関係で慎重な司法審査が必要であると指摘する判例として、国籍法違憲判決（最大判平成 20・6・4 民集 62 巻 6 号 1367 頁）も参照。

²¹ 参照、山本まゆ子「日本国憲法 14 条と社会福祉の関係についての一考察」社会保障法研究 3 号（2014 年）161－165 頁。

憲法 25 条の要請に応えた立法が既存の性に基づくステレオタイプを一般化・固定化する効果をもつケースでは、憲法 25 条が立法者に与えた裁量の範囲内の立法であるか否かと
は別に、性別に基づく異なる取扱いとして憲法 14 条との関係で問題がないか、時代の変
化と共に慎重な検討がおこなわれるべきと考えられる。ジェンダー平等の実現に向けた立
法が社会法を含む様々な法分野において強く押し進められる中、高度経済成長期に行われ
た立法が、今日においてもなお合理性を有するものか、慎重な司法審査がおこなわれて然
るべきと考える²²。本件についての違憲審査基準について考える際には、昭和 57 年最判か
ら 40 年以上が経過した今日における憲法 25 条と憲法 14 条との関係をいかに理解するか
という観点にも十分に注意する必要がある²³。

上記の通り、平成 29 年最判がいかなる審査基準を採用したのか判旨からは必ず
しも明らかでないものの、本件のような事案について昭和 57 年最判を引用することにつ
いては再考の必要があり、平成 29 年最判及び本件のような事案については、憲法 25 条を
具体化する社会保障立法であっても、平成 29 年最判第一審判決に見られるように、事柄
の性質に即応した合理的な違いとなっているかという観点から、より丁寧な審査を行うこ
とが必要であると考えられる。

3 遺族補償年金が有する損害填補の趣旨への配慮が欠けていること

平成 29 年最判について再考が必要と考える 3 つめの理由は、同判決において問
題となったのが地公災法上の遺族補償年金であり、この制度が公的年金制度の枠内で給付
される遺族厚生年金とは異なる性格を有するものである点が意識されていないことであ
る。すなわち、既に述べた通り、今回の訴え及び平成 29 年最判で問題となったものと同
様の年齢要件は、厚生年金法上の遺族厚生年金にもおかれている規定である（厚年 59 条 1
項 1 号）ものの、扶養家族を失った遺族の所得保障を行う遺族厚生年金と、被扶養利益の
喪失の填補を行い、この損害填補を通じて遺族の生活保障に資することをも目的とする遺
族補償年金との間には、その制度趣旨に若干の違いがある（I 参照）。

この点について、平成 29 年最判の第一審・控訴審では、違憲審査基準の選択と
関連付けて議論が行われたものの、最高裁は「遺族補償年金制度は、憲法 25 条の趣旨を
実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度」であると結論付けた。こうした
判示からは、同判決の射程には遺族厚生年金も含まれること、また最高裁が（本件で問題
となった論点との関係では）遺族補償年金が損害填補の性格を（も）有することに特別な

²² 尾形健「判批」社会保障法研究 6 号（2016）188 頁。

²³ 本件の事案とは直接には関連しないが、黎明期・発展期を経て社会保障立法が高度に発展
し、むしろ社会保障給付の切り下げもしばしば論点となる今日の日本において、例えば一部の
国民についてのみ不利益をもたらすような立法が行われた場合にも、憲法 25 条にかかる立法
裁量の議論に全面的には回収されない論点として、憲法 14 条との関係を裁判所がより注意深
く検討する必要があるのではないかとも思われる。

趣旨を認める意図が無いことが推察できる。確かに、遺族補償年金が災害補償の性格をもつことは、この制度が扶養家族を失った遺族の生活を年金により支えるという社会保障としての性格も有することを否定しない²⁴ため、上記のような判示は誤ったものではない。また、災害補償としての性格を有することは立法者の裁量を否定するものでもないため、遺族補償年金の性格にかかる議論は違憲審査基準との関係で決定的な意味をもつものではないだろう²⁵。特に、2で述べたように、社会保障立法であることが直ちに緩やかな違憲審査基準を取ることを意味しないという本稿の立場に立てば、違憲審査基準の選択との関係で遺族厚生年金との違いを強調することには意味がないことになる²⁶。但し、違憲審査基準についてこのような立場を取ったとしてもなお、遺族補償年金の制度趣旨が遺族の所得保障に尽きるものではないことは、性別による異なる取扱いに合理性があるか否かの判断にも影響を及ぼしうるものであったと考える。Iで述べた遺族補償年金のこれまでの運用も考慮すれば、被扶養利益の喪失を補填する損害賠償としての性格を有する遺族補償年金については、性別による差を考慮することが、遺族厚生年金と比較して、より問題が大きいと考えられるためである。この点については二(2)で改めて検討する。

二 平成29年最判において取られた（と考えられる）ものよりも厳格な違憲審査基準を用いる場合、本件年齢要件は、少なくとも今日において、事柄の性質に即応した合理的な取扱いとはいえないと考えられること

(1) 一での検討を前提とし、本件年齢要件が事柄の性質に即応した合理的な取扱いといえるかについて、検討を加える。

被告国による主張によれば、本件年齢要件は、女性（妻）は男性（夫）に比して就労が困難である上、男女間の賃金格差が大きいと、生計を維持することが困難である妻を例外的に手厚く保護する趣旨で設けられたものである。つまり、本件年齢要件の目的は、遺族補償年金をより優先度の高い者に支給しようとするところであると説明することができるとされる。平成29年最判が「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況」から本件年齢要件が合理的理由を欠くものとはいえないと述べたことも、国の主張するような制度趣旨を前提とし、そのような制度趣旨が平成29年最

²⁴ 例えば、遺族補償年金が一時金たる労基法上の使用者の補償責任を大きく上回る場合が多いこと、受給権者が婚姻すると遺族補償年金の受給権が消滅する（労災保険法16条の4第1項2号）ことは、この年金が所得保障を行う社会保障制度としての性格を有していることを明らかに示していると思われる。

²⁵ 尾形・前掲注(22)論文183頁、常森裕介「判批」社会保障法研究第6号(2016)199—200頁。

²⁶ 同旨、稲森・前掲注(2)183頁。損害賠償的な性格を重視すると司法審査が厳しくなる可能性については、坂井岳夫「判批」社会保障判例百選(第5版)有斐閣(2016)を参照。

判の訴訟提起時点の社会状況においてもなお妥当することを認めたものと理解できる。もっとも、社会保障的な性格を有する遺族補償年金を優先度の高い者に支給するという目的についてはひとまずその合理性を肯定できるとしても、本件年齢要件を配偶者のうち男性配偶者のみを不利益に取り扱う規定にとらえ（一1参照）、またとりわけ一2で論じた通り昭和57年最判のような緩やかな違憲審査基準によらずに平等原則との関係を注意深く検討する場合には、本件年齢要件の合理性が認められるかには疑問があり、本件年齢要件は、とりわけ今日においては憲法14条1項との関係で問題の大きな制度であるといわざるをえない。このように考える理由は大きく以下の3点である。

(2) 一点目の疑問は、平成29年最判が支持した上記のような議論は配偶者死亡時の遺族の所得保障のニーズという観点のみを考慮するもので、IおよびII-3で述べたような遺族補償年金の損害填補の機能を考慮していない点である²⁷。民法は親族間の扶養義務を性別によって区別しておらず、労働者の死亡時に、被扶養利益の喪失は配偶者の性別によらず等しく発生している（なお、例えば子に対する親の扶養義務は未成年の場合（生活保持義務）と成年の場合（生活扶助義務）で異なるのに対して、夫婦間においては年齢を問わず生活保持義務が課されている）²⁸。男性配偶者についてのみ遺族補償年金の受給に年齢要件を課すことは、被扶養利益の喪失を填補・賠償するという最高裁も認めた（前掲平成27年最判参照）制度趣旨と相容れず、この点を十分に議論することなく、配偶者死亡時の所得保障のニーズという観点のみから正当化できるような取扱いといえるかには疑問がある。

(3) 2つめの疑問は、遺族補償年金に遺族の所得保障のニーズに応えるという趣旨・機能があることは否定できないとしても、この制度の確立した運用を前提とすると、遺族補償年金において想定されている遺族の所得保障のニーズは必ずしも生活に支障を来すよ

²⁷ 労働省による解説書は、年齢要件について「遺族補償年金は、被扶養利益を喪失した遺族に支給するわけであるから、遺族でも独力で生計をたてることのできるはずの者には支給するには及ばない、という趣旨」と説明する（前掲・労働省労災管理課（編著）書218頁）が、この解説の前段と後段の間には飛躍があり、説得的な説明といえるかは疑問である。本文で述べた通り、損害填補という観点から見れば、被扶養利益の喪失は本人が独力で生計をたてることのできるはずの者か否かとは無関係に生じるものであり、遺族補償年金が独力で生計をたてることのできるはずの者に支給されるべきでないと考えられるとすれば、それは、被扶養利益を喪失した者のうち、典型的に所得保障のニーズが高い者に優先的に遺族補償年金を支給する趣旨と考えられ、そのことの合理性が問われるべきであると考えられる。この点に関連して、遺族厚生年金について、遺族の生計維持という目的の具体的な中身をどのように捉えるかは自明ではないと指摘しつつ、所得水準の急変への保障の重要性を説くものとして、島村暁代「高齢期の女性の社会保障」社会保障研究7巻1号32頁。基礎年金制度創設以降の遺族厚生年金の意義として、従前生活水準を維持する報酬比例給付としての側面がより前面に出てくるとの指摘として、中益陽子「遺族年金における男女の処遇差—遺族厚生年金の年齢要件を中心に—」55巻1・2号（2021）74頁。

²⁸ 高橋朋子・床谷文雄・棚村政行（著）『民法7 親族・相続』有斐閣アルマ第6版（2020）235頁。

うなレベルのものではないと思われることである。すなわち、遺族の所得水準を問わず年金を支給するこの制度の運用（Ⅰ）を考慮すれば、この制度が応えようとする所得保障のニーズは、家族の死亡による生活水準の急変に対応するというニーズ（こうしたニーズは、遺族の所得水準が比較的高い場合にも認められるものと考えられるため）のようなものであると考えざるをえないのではないだろうか。そうした制度において—すなわち、配偶者の死後に遺族に永続的な所得保障のニーズが生じているのか、あるいはその生活に現実困難が生じているかに関心をもたない制度において—、女性配偶者に賃金や雇用形態において特別な困難があること（男性にはそのような特別な困難が存在しないこと）を重視して男性配偶者にのみ年齢要件を課し、また配偶者の死亡による生活水準の急変という困難に現に直面する男性配偶者に対して遺族補償年金を支給しないことは、上記のような運用を前提に合理的に理解できる制度の趣旨と整合性を欠くように思われる²⁹。

（4） 3つめの疑問は、上述の通り、本件年齢要件が、直接的な趣旨としては女性へのより手厚い遺族年金の保障を目指すものであっても、制度創設時の雇用市場や社会における女性の地位、当時の男女の社会及び家庭における役割分担にかかるステレオタイプを間接的に追認し、固定化するものとなっていることである³⁰。—2で論じたことをここで改めて敷衍すれば、社会保障立法においては、社会に現に存在するニーズを把握し、これに応えることが重要な立法目的となる以上、立法時の社会状況を前提として所得保障のニーズを把握せざるをえない³¹。そのため、当時の社会状況においてより大きな遺族年金のニーズを有する者として女性に優先的に給付を分配する制度が一定の合理性を有し、また役割を果たしてきた³²。他方で、こうした制度が長期にわたり維持されることで、翻って社会における性をめぐるステレオタイプを固定化し、また給付要件等を通じて個人の働き方、ライフプランに多大な影響を及ぼすこと³³に十分に注意をはらう必要がある。特定のライフスタイルや、性別による働き方や生き方の違いについての特定の考え方を前提として社会保障制度が設計されることは、そこから逸脱した人を不利益に取扱い、また逸脱しないような行動へと個人を導く機能を有する。本件年齢要件がその導入当時においては社会の現実を一定程度反映したものであったとしても、女性の雇用市場への参加が進み、共働き世帯が増加し、女性労働者の賃金水準が徐々に上昇する今日においてもなおそうした制度を維持することは、社会保障制度が、まさに過去において支配的であった男女のステ

²⁹ 例えば女性遺族に男性の平均賃金を超える所得があっても遺族補償年金が支給されるのが現行制度の運用である。参照、江口隆裕「判批」社会保障研究1巻2号472頁。

³⁰ こうした疑問は、本稿では直接に検討対象としていない遺族厚生年金についても妥当するものである。

³¹ 笠木映里「〔基調報告〕憲法と社会保障法」穴戸常寿、曾我部真裕、山本龍彦編著『憲法学のゆくえ』日本評論社（2016）参照。

³² 但し地公災法上の遺族補償年金について、本件年齢要件を立法当時から違憲と考える学説もある。嵩さやか「判批」判例時報2238号150頁

³³ 尾形・前掲注（22）論文186—187頁。

レオタイプを固定化し、より平等な社会に向けた社会の変化にブレーキをかける効果を有することにつながり、問題が大きい状況となっているのではないか。この意味において、本件年齢要件は、男性差別のみならず女性差別の観点からも、問題が大きいものと考えられる。

なお、本件年齢条項を男性差別と捉えるか、女性差別と捉えるか、あるいはその両方と捉えるかについては、様々な見方がありうる³⁴。本意見書筆者としては、本件年齢条項は、ここまで論じてきたように、一義的には男性配偶者を女性配偶者との関係で不利益な地位におく男性差別として問題であると考ええるものの、男女の役割分担にかかるステレオタイプを包含する面においては、こうした立法が男性・女性のいずれにも不利益を及ぼす双方向の性差別であるとする憲法学の学説を支持したい³⁵。本件年齢条項の背景にあるステレオタイプは、男性・女性のいずれかを他方と比較して一方的に不利益な状況におくものというよりは、男性・女性をそれぞれの生物学的性別に結びつけられた役割・地位に閉じ込めることで、その役割・地位から逸脱した生き方を選ぼうとする男性・女性の双方に不利益をもたらすものであると考えられる³⁶。そのため、本件年齢条項には、男女双方への差別としての問題も含まれている。

(5) (2) から (4) で述べた疑問は、本件年齢要件の目的が、給付の必要性の高い者への給付を優先するというものであり、そうした目的との関係では性別による区別以外にも本人の所得や障害の有無等様々な基準がありうると考えられること³⁷、また、本件年齢

³⁴ 本稿では詳述しないが、遺族補償年金が労働者の賃金と結び付いた使用者の拠出に基づくものであることから、男性配偶者の受給権を制限することは、女性労働者の生前の労働に対する評価の面で女性を差別するものと見ることも可能であろう。同じことになるが、女性労働者による家族の扶養を法が十分に考慮していないことについて、やはり女性労働者への差別と捉えることも理論的には可能と思われる。

³⁵ 安西文雄「判批」判例時報 2114 号 150-151 頁（判例評論 630 号 4-5 頁）

³⁶ 「法の中で定型的な一社会の中で支配的な性役割観を反映した一家族モデルが温存され」、「そこから外れる家族の者に一定の不利益が生じる事態」の一例として、遺族年金における男女差を挙げる論稿として、西山千絵「婚姻・家族・「女性/男性」—不平等の現在」論究ジュリスト 36 号（2021）52 頁。但し、こうした男女のステレオタイプが実際に男女に及ぼす影響は、現実には女性にとって不利といえるものが多いことからすれば、なお女性差別としての意味を強調することも可能であろう。なお、筆者は、憲法 25 条を具体化する社会保障立法は、当該制度が目的とする（年金であれば所得保障の）ニーズを適切にすくい上げることがまずは目的としており、必ずしも社会のステレオタイプを解消したり社会に存在する雇用不平等を修正すること自体を直接・一次的な目的とするものではないと考えている。ただ、社会保障立法が翻って社会に及ぼす影響にも十分に配慮が必要であり、社会保障給付にかかる法の定めが社会に存在するステレオタイプを積極的に維持してしまう要件を含む場合、そうした要件の必要性、合理性、他の立法方法により同様の目的を達することができないかについて慎重な考慮が必要と考える。笠木・前掲注（31）論文、関連して笠木映里「家族形成と法」日本労働研究雑誌 638 号（2013）53 頁も参照。

³⁷ 常森裕介「判批」賃社 1612 号（2014）53 頁。

要件が男性配偶者に及ぼす経済的帰結（遺族補償年金の不支給）が著しく大きいことを考慮した際に、より大きなものとなる³⁸。後者の点について改めて敷衍すれば、共働きであっても、配偶者が死亡したことによって世帯としての所得水準が減少し、世帯の生活に打撃を与えることは確かである。また、本件では成人後も学費等で経済的負担のかかる子どもがおり、遺族補償年金の不支給（子どもが18歳を超えるまでは子どもに対して遺族補償年金が支給されていたものの、子どもが18歳になり支給されないこととなるため、世帯の観点から見れば実質的には遺族補償年金の支給が停止されるのと同じ状況になる）が特に世帯の生活に大きなインパクトを及ぼしているが、大学進学率が6割を超える日本において、本件の事案は例外的な事案とはいえない。また、一人親世帯の親が子育てに時間を取られ、所得を減らした場合、子どもが成人したからといって直ちに親の生活が元通りになるわけではない。以上の通り、この要件が当事者に及ぼす経済的インパクトの大きさも十分に考慮に入れば、本件年齢要件は事柄の性質に応じた合理的な取扱いとはいえない可能性がさらに強くなる可能性もある。

三 平成29年最判を前提としても、本件について改めて慎重な司法審査が行われるべきこと

一、二では、本件の事案に射程が及ぶと考えられる平成29年最判についてその判断枠組みを再考する必要性について論じ、より慎重な違憲審査を行うべきと述べた上で、本件年齢要件が憲法14条1項に違反する疑いが強いことを論じた。他方で、既に述べた通り、平成29年最判を支持し、前提とすれば、判旨を素直に解釈すればその射程は労災保険法上の障害補償年金にも及び、本件年齢要件は憲法14条1項に反しないという結論になりそうである。

もっとも、平成29年最判から本件の訴えが提起された2023年まで、7年間で経

³⁸ なお、本件年齢要件が当然の前提としているのは、男性と女性から成るカップルの配偶者（あるいは事実上配偶者と同様の事情にあるパートナー）が遺族補償年金を受給することである。この点につき、犯給法上の給付金との関係で、最高裁は、同性パートナーであっても給付金の受給者となりうることを認めた（最三小判令和6・3・26、裁判所ウェブサイト）。同判決はあくまで犯給法にかかるものであり、遺族補償年金や遺族厚生年金にはその射程は及ばないが、そのロジックには遺族年金をめぐる議論にも一定の影響を及ぼすと思われる部分がある

（詳細については、笠木映里「公的給付法制における内縁保護と同性パートナーの取扱い―最三小判令和6年3月26日の検討」ジュリスト1600号（2024））。この判決に見られるロジックは、公的給付法制において、当該制度の制度趣旨との関係からその法が保護すべきパートナーを捉えようとするものと考えられる。このように、公的給付法制におけるカップルの捉え方が（少なくとも内縁配偶者にかかる限りで）民法上の婚姻・これに準ずるものとして保護される内縁関係から離れ、より柔軟に議論されつつある今日において、生物学的な性を基準として優先的な給付対象を切り取ろうとする本件年齢要件の考え方はますます合理性を失っているように思われる。

過していることにはなお注意が必要であろう。7年間の間で、女性の就労や生活状況が著しく変容したわけではないが、女性労働者の賃金水準がさらなる改善を示すなど、制度が前提とした男女の社会的状況の差は、平成29年当時よりもさらに小さくなっているといえるだろう。そもそも、遺族年金の年齢要件については、遺族厚生年金にかかるものも含めて、女性差別撤廃条約（1985年批准）も背景とし、性別中立的でない他の社会保障制度とあわせ、平成29年最判を待つまでもなく議論の対象となっていた³⁹。平成29年最判は本件年齢要件が「不支給処分が行われた当時」において憲法14条1項に反しないと述べたものの、さらなる時間の経過によって結論が変わることを排除していない⁴⁰。そのような中で、本件年齢要件と同趣旨の年齢要件を有する遺族厚生年金については、その見直しに向けた議論が進められ、現在、法改正に向けた具体的な提案が行われるに至っているが⁴¹、本件で問題となっている労災分野における遺族補償年金については、本稿で論じた通り遺族厚生年金とは異なる趣旨も有する制度である以上別途議論が必要と思われるところ、今日において具体的な制度改革に向けた議論は動き出しておらず、男女の異なる取扱が継続されている。以上の状況においては、平成29年最判そのものを否定しないとしても、今日の社会的背景の中で本件年齢要件がなお憲法14条1項との関係で問題のないものといえるかどうか、Ⅱ一、二で述べたことをふまえ、改めて検討される必要があると考える。

³⁹ 参照、藤野美都子「女性差別撤廃条約と社会保障法」国際女性19号（2005）93頁以下。

⁴⁰ 参照、松本和彦「判批」法教442号（2017）125頁。

⁴¹ 見直しに向けた議論について、参照、第17回社会保障審議会年金部会（2024年7月30日）配付資料4「遺族年金制度等の見直しについて」。